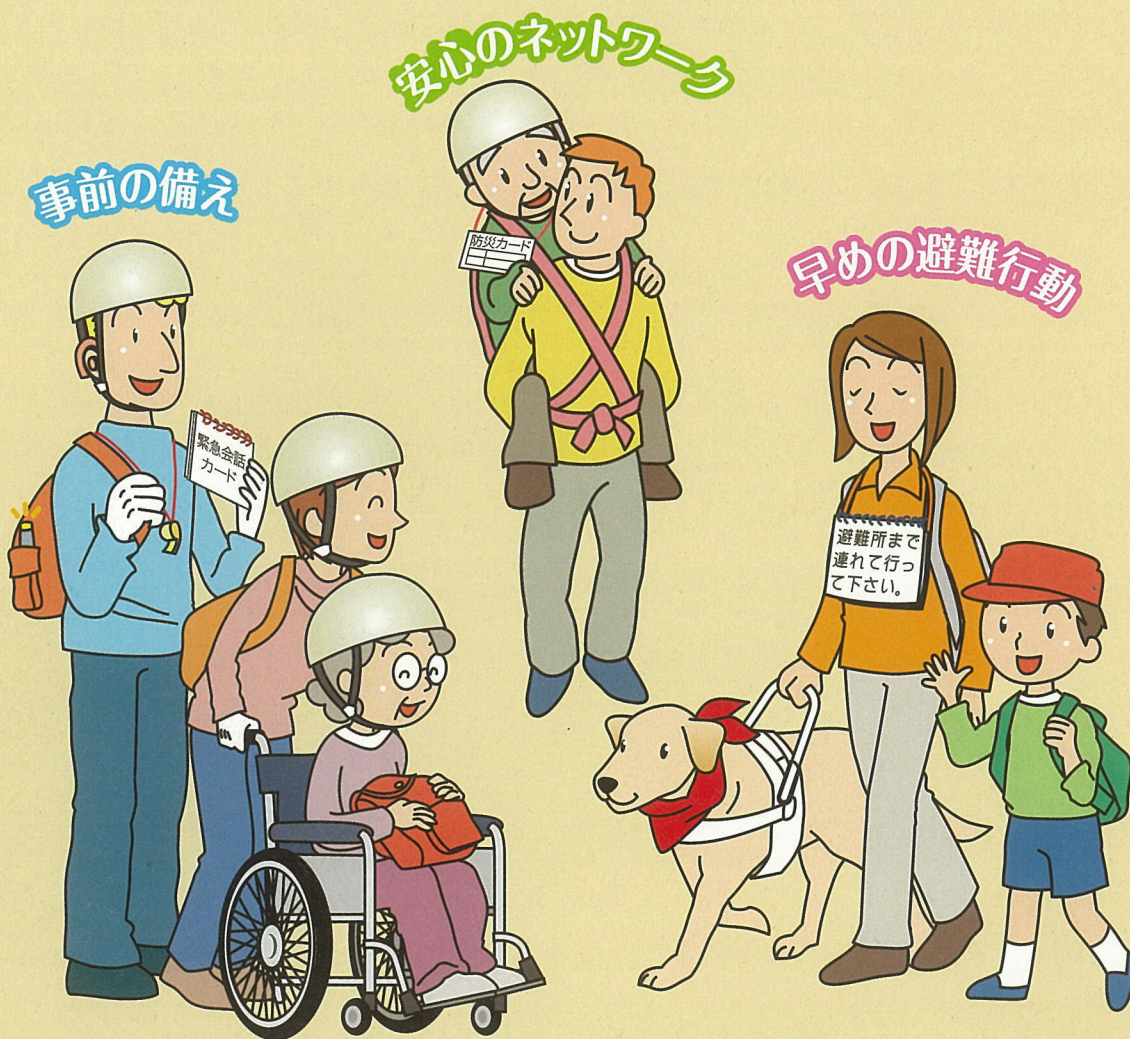


地域のみんなでささえ愛!

災害時要援護者避難支援計画 〈概要版〉



災害犠牲者となりやすい高齢者の方々や障がいをお持ちの方々を、台風や大雨、地震などの災害から、隣近所や地域の方々の協力によって支えていただくための、具体的な支援活動等をまとめた雲仙市災害時要援護者避難支援計画概要版を作成しました。

地域のみなさんの協力で、誰もが安心して住める地域づくりにご協力ください。



地域みんなでささえ愛

はじめに ～地域は地域でまもりましょう～

災害発生前の事前行動や発生後の避難行動は、自分自身が起こすこと(自助)、周囲や地域が協力して避難支援をすること(共助)が基本とされています。

しかし、台風や大雨、地震などによる災害において、高齢者や障がいをお持ちの方々は、自分自身での避難ができていくというリスクを持っておられます。このため、災害の犠牲者となりやすいことから、隣近所の方など地域の方々の協力によって災害発生前の事前の支援や、災害発生時の支援を行うことが必要です。

要支援対象者の方々の「災害から守る。」「災害犠牲者を出さない。」地域の人々で支えあう地域づくりにご協力ください。

要支援対象者の考え方

避難支援計画では、災害時要援護者のうち、第3者の支援がなければ避難できない在宅の人を要支援対象者とし、避難支援を優先して行うものとしています。なお、支援体制の整備に応じ支援対象者の範囲を拡大していきます。



要支援対象者とは

- ひとり暮らしの高齢者
 - 昼間ひとり暮らしの高齢者
 - 高齢者のみの世帯
 - 寝たきりの人
 - 障がいのある人・児童
- のうちの第3者の支援がなければ、避難できない在宅の人



地域での支え合いにご協力ください ～地域支援班の整備～

避難準備情報(防災行政無線の情報や気象情報等)に基づく要支援対象者の避難や災害発生初期においては、市による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されるため、地域住民が相互に協力して情報の伝達、要支援対象者の避難誘導、救出等にあたっていただかなければなりません。

大きな災害における人命救助について、隣近所や地域の人により多くの人々が助けられています。要支援対象者の方々を誰が支援するのか?を地域内で話し合ってください、支援する方々を担当割りした“地域支援班”を整備していただくこととしています。

*** 要支援対象者の避難支援のため、積極的なご協力をお願いします。***

地域支援班の構成と役割

- ① **構成** 地域内の近隣住民等により、班長、通信員など3名以上で構成します。なお、要支援対象者若しくは家族の方々により、既に支援をお願いされている場合は、その方々を当該要支援対象者の担当地域支援班とします。
- ② **役割**
- 避難準備情報(防災行政無線の情報や気象情報等)により、担当となっている要支援対象者の状況を確認し、必要に応じ避難所等(班員宅等隣近所や地区公民館への一時避難や避難所)への避難支援を行うこと。
 - 要支援対象者からの要請に応じ避難支援を行うこと。
 - 避難支援活動がスムーズに行えるよう、日頃から要支援対象者の方々とコミュニケーションをとるように心がけること。

*** 要支援対象者の方も、できる限り日頃から近隣や地域の人とのつながりを深めることに努めましょう。***

情報の伝達と報告、避難支援の流れ

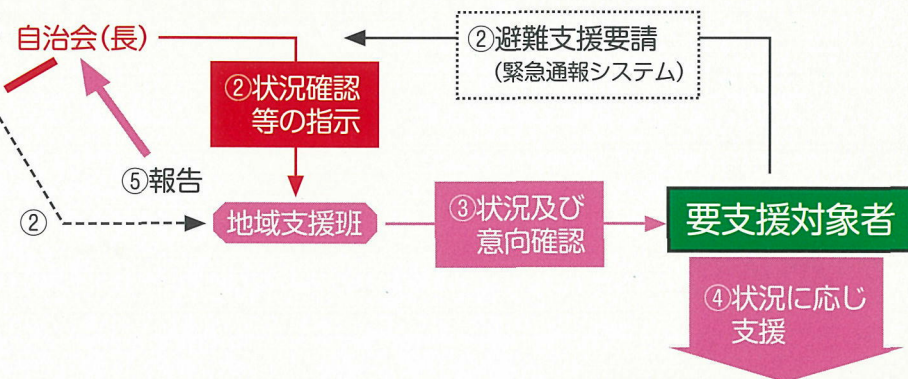
避難準備情報(防災行政無線の情報や気象情報等)により、地域支援班は次に掲げるルートによって、要支援対象者の状況確認等を行い適宜避難支援を実施してください。次に、実施したことを自治会長へ報告してください。自治会長は、福祉事務所又は、総合支所へ報告してください。

■災害発生前

市の情報・気象情報

①台風や大雨等
災害警戒情報

福祉事務所
総合支所
市役所



■災害発生前や後

市の情報・気象情報

①台風や大雨等
避難勧告または指示

福祉事務所
総合支所
市役所



地震など、予測が難しい大規模災害が発生したときは、2次災害にあわないよう十分注意し、支援活動を行ってください。

災害発生後における地域の協力事項

災害発生後の要支援対象者に対する救助や避難誘導は、近隣住人の共助により多くの方が助けられていることから、地域における積極的な協力が必要です。

〈地域の協力事項として〉

- ①自治会長は、要支援対象者台帳などに基づき、避難所等に避難してきた要支援対象者の避難状況を把握し、家屋倒壊等により取り残された要支援対象者がいないか情報の収集に努める。
- ②地域における支援活動、救助活動は、自治会、自主防災組織で組織された支援体制により現場情報を入手し、要支援対象者の安否確認や避難誘導等を可能な限り行い、避難救助等を行ったときは、自治会長に、速やかに報告する。
- ③自治会長等は、救助や避難所への避難などの状況を、災害対策本部(市民課)またはお住まいの地区の総合支所へ迅速に連絡する。

地域のみなさんの協力(ささえあい)で、誰もが安心して住める地域づくりにご協力ください。



福祉避難所について ~要支援対象者を優先してください~

要支援対象者の方が、避難所生活を余儀なくされた場合、一般の避難所での生活が困難なことが予想されます。必要な支援が受けられ、安心して生活ができるよう、次の施設を福祉避難所として指定しました。

地区	施設名	地区	施設名
国見	総合福祉センター	千々石	老人福祉センター
瑞穂	瑞穂町公民館	小浜	老人福祉センター
吾妻	ふるさと会館(和室)	南串山	保健福祉センター
愛野	保健福祉センター		

緊急連絡時の連絡先

火事・救急	119	瑞穂総合支所	0957-77-2111	小浜消防署	0957-74-3231
警察	110	愛野総合支所	0957-36-2111	// 愛野分署	0957-36-0180
災害対策本部(市民課)	0957-38-3111	千々石総合支所	0957-37-2001	// 雲仙分駐所	0957-73-2283
福祉事務所	0957-36-2500	小浜総合支所	0957-74-2111	島原消防署	0957-62-7711
国見総合支所	0957-78-2111	南串山総合支所	0957-88-3111	// 北分署	0957-78-2870